

## エックスシリーズ会員基本規約

本「エックスシリーズ会員基本規約」（以下「**本規約**」という。）は、株式会社エックスモバイル株式会社（以下「**当社**」という。）の本サービス（第1条で定義）のユーザーに対して、エックスシリーズの会員権の付与に関する諸条件及び本サービスの利用に関する基本的な諸条件を定めることを目的とします。ユーザーは、本規約及び別途定める個別利用規約（第1条で定義）に同意のうえこれらを遵守するものとします。なお、「**ユーザー**」とは、当社との間で会員契約（第4条で定義）を締結し、会員権を付与された者をいいます。

### 第一章 総則

#### 第1条（規約の適用範囲）

1. 本規約は、当社によるユーザーに対するエックスシリーズ会員（以下単に「**会員**」と呼称することもある。）としての地位の付与及びユーザーと当社との間の別紙対象サービス記載のサービス（総称して以下「**本サービス**」という。会員権を有することに伴うサービスをも含む。また、本サービスの個別のサービスを「**個別サービス**」という。）の利用に関する一切の關係に適用されるものとし、ユーザーは本規約の定める条件に従うものとする。
2. 当社は、本サービスに関し、個別の利用規約（「規約」「ガイドライン」「ポリシー」などの名称で当社が配布又は掲示している文書を指すがこれに限られない。以下「**個別利用規約**」という。）を別途設けることがある。個別利用規約は、本規約と一体として解釈されるものであり、ユーザーは個別利用規約の定めに従うものとする。個別利用規約と本規約との内容が矛盾抵触する場合には、特段の留保がない限り、個別利用規約の規定が優先的に適用される。
3. 当社は、随時の別紙対象サービス記載のサービスを追加・変更・削除することができるものとします。

#### 第2条（規約の変更）

会員権又は本サービスの内容、その利用に関連する事情そのもの及び変化等、並びに社会情勢等の変動、税制や法令の変更その他諸般の状況の変化等の事由により必要であると当社が判断した場合、当社は、いつでも、本規約（個別利用規約を含む。本条において同じ。）を改定しその内容等の変更をすることができるものとする。当社が本規約を改定した場合、改定後の本規約を当社のWEBサイト又は契約者向けマイページに表示し、又は当社の定める方法で通知することでユーザーに周知する。本規約の変更後の内容等は、この周知の時点（当社が別に適用開始日を定めたときはその時点）から適用されるものとする。

### 第3条（通知の方法）

1. 本規約に係る事項について、通知が必要となった場合、当社ホームページへの掲載、電子メール、SMS、書面その他当社が適当と認める方法によりユーザーに通知するものとする。
2. 当社が行うユーザーへの通知の効力は、ユーザーが当社に届け出た登録事項に係る連絡先に対して発信した場合、当該発信の時点をもって発生するものとする。当社がそれ以外の方法を用いる場合、当該通知の効力は、当該通知がユーザーに到達するために合理的に必要な期間が経過した時点で発生するものとする。
3. 前項に定める通知の効力は、ユーザーが現実には通知を受領し又は認識したかを問わず発生するものとする。

## 第二章 会員

### 第4条（会員）

1. 当社が提供する個別サービス契約を申し込み、当社がこれを承諾した時点で、当該申込者と当社との間には会員契約（以下「**会員契約**」という。）が成立し、当該申込者には会員権が付与されるものとする。当社が特に明示的に認めた場合を除き、申込者は、会員契約を締結することなく個別サービス契約を締結することはできない。なお、会員契約は1名につき1個とし、複数の個別サービス契約の申し込みがあった場合であっても成立する会員契約は1個とする。
2. 会員契約を希望する者は、契約の申し込みにあたり、当社の指定する情報を当社に提供するものとし、これは真実、完全、正確かつ最新の情報とする。
3. 当社は、会員契約を希望する者が以下の各号のいずれかの事由に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、当該契約希望者の契約を拒否することができるものとし、その理由については一切の開示義務を負わない。
  - ①当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽の情報が含まれていた場合
  - ②過去に契約違反に基づく措置が当社から講じられていた者からの申し込みである場合
  - ③反社会的勢力等（第23条で定義）である又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
  - ④その他当社が契約を相当でないと認めた場合
4. 第1項に定める契約手続きを完了した者は、エックスシリーズ会員とし、会員となったユーザーには本規約が適用されるものとする。

### 第5条（ID 及びパスワードの管理）

1. ユーザーは、当社より付与された ID 及びパスワード（以下「**本 ID 等**」という。）を、自己の責任において管理するものとする。
2. 当社は、本 ID 等が第三者によって使用されたことによりユーザー又は第三者が被る損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除く。
3. ユーザーは、本 ID 等について、紛失、盗難又は第三者による不正利用を知った場合は、自らの責任で速やかにパスワードの変更の手続を行うものとする。

#### 第 6 条（変更の届出）

1. ユーザーは、住所、代表者、商号又はその他登録情報に変更が生じたときには、速やかに、当社の指定する方法により当社に通知しなければならないものとする。
2. 前項の通知をしなかったこと、又はユーザーが登録した会員情報に不備等があったことによりユーザーに何らかの不利益が生じた場合、当社は責任を負わない。

#### 第 7 条（個人情報の取り扱い）

当社における個人情報の取り扱いに関する事項は、すべて当社のプライバシーポリシー (<https://xmobile.ne.jp/privacy/>) に準拠するものとする。ただし、本規約又は個別利用規約に特段の定めがある場合、当該定めが優先するものとする。

#### 第 8 条（ユーザーの責任）

1. ユーザーは、本サービスの利用に関連し、他のユーザー又は第三者に対して損害を与えたものとして他のユーザー又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、自らの責任と費用負担において当該請求又は訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社の全損害を賠償するものとする。
2. ユーザーは、本サービスを、有償無償を問わず第三者に利用させたり又は提供してはならないものとする。
3. ユーザーが前項に違反し、当社に損害が発生した場合は、第 20 条（損害賠償）の規定が適用されるものとする。

### 第三章 サービス

#### 第 9 条（個別サービス）

1. 個別サービスの内容は当社が別途定めるものとし、個別サービスの申し込みを希望する者は、個別サービスの利用規約（適用される個別利用規約）を確認・同意のうえ別途当社に対して申し込みを行うものとする。

#### 第 10 条（サービスの変更・廃止）

1. 当社は、ユーザーに対し事前に通知することにより、ユーザーの承諾を得ることなく、会員権の内容及び本サービスの内容を変更することができるものとする。
2. 当社は、会員権及び本サービスを廃止することができるものとする。この場合、当社はユーザーに対し、廃止予定日の 1 ヶ月前までにその旨を通知するものとする。

### 第四章 利用料金

#### 第 11 条（料金の支払方法）

ユーザーは、当社が別途定める個別サービスの利用料金を支払うものとし、ユーザーは、当該利用料金その他当社へ支払うべき金員を、当社指定の支払方法の中からユーザーが選択した支払方法により支払うものとする。なお、ユーザーは、支払方法により当社が別途決済手数料等を請求する可能性があることに同意するものとする。

#### 第 12 条（遅延損害金）

ユーザーは、前条の利用料金その他当社へ支払うべき金員の支払いを遅延したとき、支払期日から完済に至るまで 1 年を 365 日 とする日割計算により、年 14.6% の割合による遅延損害金を当社に対し支払うものとする。

#### 第 13 条（期限の利益の喪失）

ユーザーは、第 14 条（サービスの提供の停止及び解除）第 1 項各号又は第 2 項のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対する債務全額を直ちに弁済しなければならないものとする。

### 第五章 サービスの停止及び解約等

#### 第 14 条（サービスの提供の停止及び解約）

1. 当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、ユーザーに対する会員契約に基づくサービス（会員資格を含む。）及び個別サービスの提供を停止することができ、又は会員契約及び個別サービスに係る契約（当該個別サービスに係る契約だけでなく、他の個別サービスに係る契約を含む。）の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、又はそのおそれがあるとき。

- ②本規約又は個別利用規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
  - ③差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - ④民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者からユーザーに対して抗議があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧反社会的勢力等の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨法人格、代表者、役員又は幹部社員が刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
  - ⑪当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫前各号に掲げる事項の他、個別サービスの提供を受けることを、当社が不相当と判断したとき。
2. 当社は、ユーザーが個別サービスの利用料金の支払いを累計で2ヶ月以上怠った場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、会員契約及び個別サービスに係る契約（当該個別サービスに係る契約だけでなく、他の個別サービスに係る契約を含む。）の全部又は一部を解除することができるものとする。

#### 第 15 条（退会）

ユーザーは、退会を希望する場合、当社が指定する方法にて申し出るものとし、当社が承諾した日をもって会員契約が終了し、会員の資格を喪失するものとする。

#### 第 16 条（会員資格喪失後の措置）

1. ユーザーが理由の如何を問わず会員の資格を喪失した場合、個別サービスに係る契約も当然に終了するものとする。
2. ユーザーが理由の如何を問わず会員の資格を喪失した後も、第 8 条（会員の責任）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（期限の利益の喪失）、本条、第 17 条（免責）、第 18 条（権利譲渡の禁止）、第 20 条（損害賠償）、第 21 条（合意管轄裁判所）及び第 22 条（信義誠実の原則）の規定の効力は存続するものとする。
3. ユーザーが理由の如何を問わず会員の資格を喪失した場合、ユーザーが当社及び

個別サービスの提供元に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとする。

4. ユーザーは理由の如何を問わず会員の資格を喪失した場合、当社に対する一切の債務を、会員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとする。

## 第六章 雑則

### 第 17 条 (免責)

1. 以下のいずれかの事由により、本サービスを提供できなかった場合、当社は履行責任及び損害賠償責任を負わないものとする。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りでない。
  - ① 天災・地変等の災害をこうむったとき
  - ② 悪天候、交通事情等により履行遅延が生じたとき
  - ③ サービス運営が困難な重大な事由が生じたとき
  - ④ サービスに係るシステム・設備等の保守、点検、修理、変更を行う場合
  - ⑤ サービスに係るシステム・設備等のセキュリティ対策上やむを得ない場合
  - ⑥ 電気通信事業者の都合により本サービス用電気通信回線が使用不能な場合
  - ⑦ コンピューターの障害、誤操作、過度なアクセスの集中、当社のシステムに対し第三者がサービスに係るシステムの機能を破壊した場合又は当該システムの機能に支障を来す行為を行った場合
  - ⑧ 第三者が提供するネットワーク及びシステムの障害等であって、当社の責に帰すことのできない事由によりサービスの実施ができなくなった場合
  - ⑨ 当社の責に帰すことのできない事由により火災又は停電が発生し、サービスの実施ができなくなった場合
  - ⑩ 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
  - ⑪ その他各号と同様の事由が生じたとき
2. 前項各号に掲げる事情が解消される見込みがないと当社が判断した場合、当社は本サービスの提供を将来にわたり停止することができる。
3. 当社は、ユーザーが本サービスを利用することにより得た情報等について何ら保証せず、これらの情報等に起因してユーザーに生じた損害に対して責任を負わないものとする。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りでない。
4. 当社は、ユーザーから当社に対し、本サービスと無関係の物品（以下「**送付物**」という。）が送付された場合、到着日から 30 日間（以下「**保管期間**」という。）保管を行う。保管に適さない送付物については、当社は保管期間を待たずに処分することがあり、ユーザーはこれに異議なく同意するものとする。当社はこの処分により生じた損害に対して責任を負わないものとする。

5. ユーザーが保管期間内に返還を求めた場合、当社はユーザーの負担で返却する。返還請求の意思表示がない場合、送付物の権利は放棄されたものとみなし、当社が適切に処分できるものとする。当該処分により生じた損害について、当社は責任を負わないものとする。

#### 第 18 条（権利及び義務の譲渡禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、会員契約に基づく権利、本サービス及び個別サービスの提供を受ける権利、及びユーザーとして負う権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権又はその他担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

#### 第 19 条（業務委託）

当社は、当社の業務を第三者に委託することができるものとする。

#### 第 20 条（損害賠償）

ユーザーが本規約又は個別利用規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該ユーザーに対して、当社が被った損害（弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

#### 第 21 条（合意管轄裁判所）

ユーザーと当社の間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（信義誠実の原則）

ユーザー及び当社は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとする。

#### 第 23 条(反社会的勢力等の排除)

1. ユーザーは、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
  - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）、及び、過去（個人の場合は過去5年以内）反社会的勢力に該当した者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）でなかったこと
  - ② 反社会的勢力等に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
  - ③ 反社会的勢力等を利用しないこと

2. ユーザーは、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。
  - ① 当社又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為
  - ② 当社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 当社に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ④ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. ユーザーは、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとする。
4. 当社は、ユーザーに前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含む）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約その他ユーザーと当社との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、ユーザーは当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、ユーザーに対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

以上

付則：

2025 年 12 月 3 日 制定

別紙 対象サービス

1. エックスモバイル通信サービス
2. X LIFE WATER お得プラン契約約款
3. X LIFE WATER 安心サポート契約約款